

「歯科外来診療医療安全対策加算 1」について

「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」の施行により「医療の安全管理のための体制の確保」が義務づけられています。令和 6 年 6 月の保険改正で歯科外来診療環境体制加算が見直され、歯科外来の医療安全に係る評価(歯科外来診療医療安全対策加算 1、2)と感染対策に係る評価(歯科外来診療感染対策加算 1～4)に再編されました。

本学歯科診療室では下記に掲げる施設基準を満たしており、医療安全に係る評価である「歯科外来診療医療安全対策加算 1」(それぞれ初診時 12 点、3 割負担の方で 40 円、再診時 2 点、3 割負担の方で 10 円)」があります。

1. 本学歯科診療室は歯科医療を担当する保健医療機関です。
2. 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が配置されています。
3. 複数名の歯科医師及び歯科衛生士が配置されています。
4. 医療安全管理者が配置されています。
5. 患者にとって安心で安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有しています。

ア 自動体外式除細動器(AED)

イ 経皮的動脈血酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)

ウ 酸素(人工呼吸・酸素吸入用のもの)

エ 血圧計

オ 救急蘇生セット

6. 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること。

緊急時の連携保険医療機関

医療機関の名称 千葉県総合救急災害医療センター

所在地 千葉県千葉市美浜区豊砂 6-1

緊急時の連絡方法等 電話番号 043-239-3333

7. 医療安全対策に係る体制を有しています。

ア 公益財団法人日本医療機能評価機構 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業に登録し、継続的に医療安全対策等に係る情報収集を行っています。

イ 歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント発生等を報告・分析し、その改善策を実施する体制を有しています。

「歯科外来診療医療安全対策加算 1」の施設基準

1. 歯科医療を担当する保険医療機関(歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料にかかる施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。)であること。
2. 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。
3. 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されていること。
4. 医療安全管理者が配置されていること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関(歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関をいう。以下同じ。)にあつては、歯科の外来診療部門に医療安全管理者が配置されていること。
5. 患者にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有していること。
また、自動体外式除細動器(AED)については保有していることがわかる院内掲示を行っていること。
 - ・自動体外式除細動器(AED)
 - ・経皮的動脈血酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
 - ・酸素(人工呼吸・酸素吸入用のもの)
 - ・血圧計
 - ・救急蘇生セット
6. 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること。ただし、医科歯科併設の保険医療機関にあつては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が確保されている場合は、この限りではない。
7. 以下のいずれかを満たしていること。
 - ・公益財団法人日本医療機能評価機構が行う、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業に登録することにより、継続的に医療安全対策等に係る情報収集を行っていること。
 - ・歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善を実施する体制を整備していること。
8. 当該保険医療機関の見やすい場所に、緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施している旨の院内掲示を行っていること。
9. 8の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

令和7年5月30日

千葉県立保健医療大学 歯科診療室管理者